

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>2 地方自治法第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>3 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、<u>同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</u></p> <p><u>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律</u></p>

第80号)第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

第80号)第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取県 鳥取県 授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
33 鳥取県 地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取県 鳥取県 授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

34 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。					
----------------	---	-----------------	-------------------------	---------------------------------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。